

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（平成24年横浜市規則第70号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（縦覧の場所等）</p> <p>第3条の2（第1項省略）</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。</p> <p>（第3号から第5号まで省略）</p> <p>【新設】</p>	<p>（縦覧の場所等）</p> <p>第3条の2（第1項省略）</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示し、及びウェブサイトに掲載するものとする。</p> <p>（第3号から第5号まで省略）</p> <p><u>（電磁的記録の閲覧等の方法）</u></p> <p><u>第23条 条例第22条第1項の規定による電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧の方法は、インターネットを利用する方法、当該事項を当該閲覧を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該閲覧を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。</u></p> <p><u>2 条例第22条第2項の規定による電磁的記録の備置きの方法は、次のいずれかの方法とする。</u></p>

(委任)

第23条 (本文省略)

(1) 作成された電磁的記録を当該備置きを行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより備置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を、当該備置きを行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置く方法

3 条例第22条第3項の規定による電磁的記録の作成の方法は、当該作成に係る情報を当該作成を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法とする。

(委任)

第24条 (本文省略)